

浜松ウエルネスアワード実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が目指す予防・健幸都市（ウエルネスシティ）の実現に向けた浜松ウエルネスプロジェクトの推進に大きく寄与し、他の企業や団体等の模範となるウエルネス・ヘルスケアに関する事業及び健康経営に関する取組を表彰する浜松ウエルネスアワードについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 予防・健幸都市

本市が人生 100 年時代を見据えて掲げた新たな都市像で、市民が病気を未然に予防し、いつまでも健康で幸せに過ごすことができる都市をいう。

(2) 浜松ウエルネスプロジェクト

予防・健幸都市（ウエルネスシティ）の実現に向け、疾病・介護予防や健康増進、ウエルネス・ヘルスケア産業の振興等に取り組む官民連携プロジェクトをいう。

(3) 市民の健幸

心身の健康を基盤とした幸せな暮らしや人生を送ることができている状態をいう。

(部門)

第3条 この要綱により定める賞は、次の2部門で構成する。

(1) 市民健幸部門

(2) 健康経営部門

(対象事業等)

第4条 表彰の対象事業は、第5条に規定する対象者が当該年度に実施した次のものとする。なお、営利事業及び非営利事業のいずれも対象とする。

(1) 市民健幸部門

疾病・介護予防や健康増進等、市民の健康寿命の延伸や市民の健幸の推進に関する事業

(2) 健康経営部門

企業の健康経営に関する取組

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は対象から除くものとする。

(1) 過去に本表彰の受賞歴のある同一の事業等

(2) 市が主催又は共催として関与した事業等（後援又は協力した事業等は除く）

(3) 国又は地方公共団体からの委託事業（補助事業は除く）

(4) 応募日時点までに実施実績のない事業等

(5) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業等

(6) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業等
(対象者)

第5条 表彰の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 浜松市内に本社、本店、支店、営業所等の事業拠点を有する企業又は団体であること。ただし、本社等の本拠を浜松市外に有する者にあつては、浜松市内の支店、営業所等を対象とする。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 過去5年間に、法令等に違反し、処分等を受けたことがないこと。
- (4) 浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号）に規定する暴力団、暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者又はこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体でないこと。

(募集及び応募)

第6条 市長は、表彰の候補となる事業等を、期間を定めて募集する。

- 2 応募は、企業又は団体が自らの事業等を申し込む方法（以下、「自薦」という。）によるほか、他者が推薦する方法（以下、「他薦」という。）によるものとする。
- 3 自薦又は他薦により応募する者（以下、「応募者」という。）は、別に定める応募申込書に係る書類を添付して市長に提出するものとする。

(選考)

第7条 市長は、応募のあった事業を選考するため浜松ウエルネスアワード選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 選考は、別に定める選考基準に基づき行う。
- 3 市長は、前項の選考に必要があるときは、応募者及び他者から推薦を受けた者に聞き取りを行うことができる。

(決定)

第8条 市長は、委員会の選考を経て、各部門において最も優れた事業等を「浜松ウエルネス大賞」として決定する。なお、必要に応じて各部門に優秀賞を設けることができる。

- 2 市長は、前項の決定を受けた者（以下、「内定者」という。）に対して、期日を定めて市税完納証明書を提出するように求め、第5条第2号に関する確認を行うものとする。
- 3 市長は、次の各号に該当する場合は、第1項の決定を取り消すものとする。
 - (1) 内定者が第5条に規定する要件を満たしていないことが判明した場合
 - (2) 内定者が期日までに市税完納証明書を提出しない場合
 - (3) 内定者が著しく不当な行為を行い、被表彰者として適当でないと認められる場合

(表彰)

第9条 表彰は、表彰状を授与して行う。

- 2 市長は、被表彰者が著しく不当な行為を行い、被表彰者として適当でないと認められ

るときは、すでに行った表彰を取り消すことができる。この場合において、授与した表彰状の返還を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、浜松ウエルネスアワードの実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月19日から施行する。

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。